

## 1. 事業名称等

【事業名称】 青木繁『海の幸』誕生の家・小谷家住宅の管理活用計画の策定と体制づくり

【実施団体】 特定非営利活動法人 安房文化遺産フォーラム

【事業経費】 1, 340, 000円



青木繁『海の幸』石橋財団所蔵



## 2. 事業の目的

【背景】 ・当NPOは多様な文化遺産を保存・活用する「館山まると博物館」のまちづくり活動を実践してきた。直近4年間は文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化」事業で、人材育成と普及啓発を進めてきた。

- ・1904年に画家の青木繁が小谷家に滞在し『海の幸』（重要文化財）を制作。漁村の活性化のため、「青木繁《海の幸》誕生の家と記念碑を保存する会」を発足、当NPOが事務局を担う。2009年、小谷家住宅は館山市指定有形文化財となり、管理団体に選任される。
- ・修復の総事業費4,600万円創出を目ざし、保存に賛同した全国の著名な画家はNPO法人青木繁「海の幸」会（大村智理事長）設立。全国巡回のチャリティ展や館山市ふるさと納税「小谷家住宅の保存活用に関する事業」の指定寄付制度を通じて募金活動を展開。四者協議会（小谷家当主・保存会・海の幸会・館山市教育委員会）の話し合いを重ね、2ヶ年の修復事業に取り組み、2016年春の公開予定。

【目的】 小谷家住宅を核とした有形無形の文化遺産を「館山まると博物館」として保存・活用し、少子高齢過疎の深刻な漁村地区のコミュニティ創生と、観光まちづくりを図る。

## 3. 事業活動の内容

### (1) 管理マニュアルの作成

- 準備委員会（全8回） 参加者計125名
    - ・修復事業に伴う基金調達、市や関係団体との協議、公開後の管理運営規則の作成
    - ・運営体制の組織づくり 環境整備・屋内展示の立案と事業計画の策定
- 7月23日・8月12日・9月22日・10月27日・12月11日  
1月17日・2月11日・2月16日

### (2) 管理活用のための事業計画の策定

- ① ワークショップ（全6回） 参加者計86名
    - 環境整備 ・造園・植栽・四ツ目垣作り 講師：小池英憲氏（造園士・樹木医）  
・整地・手すり設置 講師：赤川仙靖氏（土木請負）
    - 展示設営 ・書画の軸装・襖の修復 講師：安藤憲和氏（表具店主）
- 7月24日・11月10日・11月24日・11月28日・12月2日・1月8日

- ② フィールドワーク (全3回) 参加者計 87 名  
 ・小谷家住宅・青木繁「海の幸」記念碑・布良崎神社  
 7月18日・9月1日・11月20日

(3) 管理運営に関する講習会 (全2回) 参加者計 92 名

- ① 受付業務等の講習会 ・組織体制・受付業務・年間行事 等  
 11月27日 講師：荒木康博氏 (青木繁旧居保存会会長)
- ② 文化財解説の講習会 ・小谷家住宅の特徴・分棟型民家の新説・歴史背景 等  
 3月5日 講師：日塔和彦氏 (館山市文化財審議委員)

(4) 財源確保のための広域ネットワーク構築

- ① 事業報告会・講演会 3月13日 参加者 75 名  
 講師：河正雄氏 (韓国光州市立美術館名誉館長)  
 ※日韓5カ所に寄贈されたブロンズ『刻画・海の幸』(船田正廣作)の除幕式
- ② まちづくり視察誘致
- ③ 管理活用の記録報告書の作成

4. 事業の成果

(1) 管理マニュアルの作成

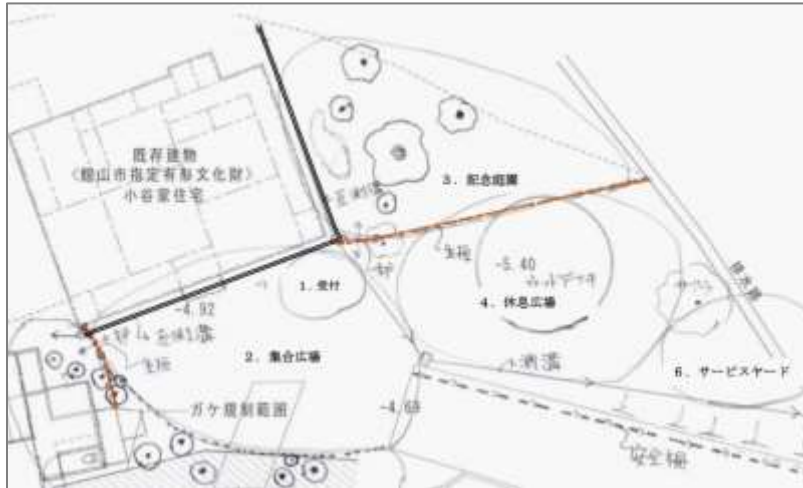
- ・管理運営規則を作成
- ・青木繁「海の幸」記念館として公開
- ・週2日(土日)開館
- ・入館料(維持協力金)  
 一般 200円  
 小中高 100円
- ・受付フローを確立
- ・友の会制度の導入
- ・開館に向けて、運営メンバーのモチベーションが上がった。
- ・随時、事業の経過を地区内の回覧で周知して住民の関心を高め、理解と協力を呼びかけることができた。

小谷家住宅(館山市指定有形文化財)管理運営規則	
<p>(趣旨)            第1条 この規則は、館山市指定有形文化財小谷家住宅(呼称は、青木繁「海の幸」記念館とする)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(施設の利用)            第6条 小谷家住宅を見学以外の目的で利用しようとする者は、事前に保存会と使用条件等を協議のうえ、所定の申請書を提出し、許可を得なければならない。</p>
<p>(管理)            第2条 青木繁「海の幸」誕生の家と記念碑を保存する会(以下、保存会という)は、館山市指定有形文化財小谷家住宅(以下「小谷家住宅」という)の保存管理団体として、所有者との覚書にもとづき、常に良好な状態において管理運営を行う。</p>	<p>(見学者・利用者の遵守事項)            第7条 小谷家住宅の見学者・利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。なお、指示に従わず、また秩序を乱し、建造物および展示物に損傷を及ぼすおそれがあると認められる時は、見学および利用を禁じることがある。</p>
<p>(使用)            第3条 保存会は、所有者及び館山市教育委員会と協議のうえ、小谷家住宅の公開等活用に関し、その現状を損なわない範囲内において使用することができる。</p>	<p>(1) 喫煙をしないこと。            (2) 危険な物品を持ち込まないこと。            (3) みだりに展示物にふれないこと。            (4) 保存会の許可を得ないで、火気の使用、またはクギ・園びょうやノリを用いて、紙や墨等を貼らないこと。            (5) 利用者は清掃をし、原状に復すこと。            (6) 前各号に掲げるもののほか、保存会が指示する事項。</p>
<p>(業務)            第4条 保存会は、小谷家住宅の活用を図り地域振興に資するため、次に掲げる業務を行う。            (1) 小谷家住宅の公開            (2) 展覧会や講演会等各種行事の開催            (3) その他、保存会が必要と認めた業務</p>	<p>(損害賠償)            第8条 見学者および利用者は、見学中および利用中に施設設備、展示物等を損傷し、または滅したときは、保存会の算定する損害賠償を弁償しなければならない。</p>
<p>(公開)            第5条 公開日・時間等は次の通りとする。            (1) 公開日 土・日曜日(8月13日から16日、および12月20日から翌年1月7日を除く)。ただし、企画展等の特別行事の際や、事前に申し込みがあり認められた場合は公開することがある。            (2) 公開時間 午前10時～午後4時。但し11～3月は午後3時までとする。            (3) 維持修復協力金を入館料とし、大人200円、小中高生100円とする。            (4) 保存会及びNPO法人青木繁「海の幸」会の会員は入館無料とする。</p>	<p>(その他)            第9条 この基準の施行に関し、必要な事項が生じた場合は、保存会が定める。</p> <p>附則            この規則は、平成28年3月13日から施行する。</p>

## (2) 管理活用のための事業計画の策定

### ① ワークショップ

- ①環境整備
- ・ 中長期にわたる造園計画の立案。
  - ・ 整地・植林・四ツ目垣作りの技術習得と実践。
  - ・ 傾斜地に手すりをつけ、来訪者の安全確保が進んだ。
  - ・ 参加者が自ら、高度で専門的な技術を習得し、来訪者の安全確保や居心地のよい空間づくりを手づくりで実現できた。
  - ・ 他団体の協力参加を得て、連携ネットワークを構築できた。



- ②展示設営
- ・ 書画の裏打と軸装の技術を習得、掛け軸2枚完成。
  - ・ 襖の修復体験をし、4枚完成。
  - ・ 当該文化財への愛着をさらに深め、書画への関心も高まった。

### ② フィールドワーク

- ・ 文化財のみならず周辺の文化遺産と組み合わせることで、重要文化財の絵画が誕生した背景（ストーリー）への理解を深めた。
- ・ ガイド活動の実践の場となった。
- ・ 参加者の交流と感動的な感想は、メンバーのモチベーションUPにつながった。

## (3) 管理運営に関する講習会

### ① 管理運営の講習会

- ・ 青木繁旧居の管理運営や年間行事などの実例を学び、具体的なイメージをもてた。
- ・ 組織体制や受付事務フローを確立、事業計画を立案した。

## ② 文化財解説の講習会

- ・ガイド養成の学習となった。
- ・日塔和彦先生の最新の調査研究により、安房の漁村を代表する「分棟型民家」は、従来の黒潮文化圏という定説だけでなく、ミクロネシアから海を渡って安房へ直接伝わってきたというダイナミックな新説が紹介され、文化財への関心を高めた。

## (4) 財源確保のための広域ネットワーク構築

### ① 事業報告会・講演会

- ・修復竣工および公開活用を報告、開館後の支援（友の会）を呼びかけ。
- ・日韓の文化交流の架け橋として活躍する講師とともに、韓国側の関係者が来訪、  
※ブロンズ『刻画・海の幸』の寄贈設置場所（日韓5カ所）
  - ・小谷家住宅(千葉県館山市)・青木繁旧居(福岡県久留米市)
  - ・韓国光州市立美術館・韓国靈巖郡立河正雄美術館・韓国ソウル秀林アートセンター

### ② まちづくり視察誘致

- ・スタディツアー15団体500名が来訪（大学・高校・研究所・まちづくり講座等）

### ③ 管理活用の記録報告書の作成

- ・1,500部作成し、行政、文化財建造物保護、観光関係、まちづくりネットワーク、本事業を通じて構築したネットワーク等に広く配布。
- ・小谷家住宅の保存活用の経緯と今後の展開、修復工事の記録、文化財の解説、『海の幸』誕生の背景に関する調査報告などを収録。

## 5. 事業実施後の課題

- ・少子高齢化が深刻な漁村集落のため、継承すべき世代の人材が乏しい。非公開日の効果的活用を通して、近隣地区の住民や移住者などに働きかけ、公開日を増やしたい。
- ・NPO法人青木繁「海の幸」会（修復基金の協力団体）は竣工後に解散するので、引き続き支援を得るよう働きかける。但し、会員数の増加に伴い、事務局体制の強化が必要。

## 6. 今後の展開 ○「館山まると博物館」構想の実践

- ・4月29日の一般公開に先立ち、オープニングセレモニー（全国より250名参加）を開催して、財源支援のためのネットワーク構築を図る。
- ・青木繁ゆかりの諸団体や企業との交流・連携を強化する。特に『海の幸』所蔵の石橋財団は、東京オリンピックまでにブリヂストン美術館をリニューアルオープンの予定。ブロンズ「刻画・海の幸」が設置された韓国の美術館とも交流を深め、誘致を図る。
- ・市民が地域学芸員として来訪者へのガイドやおもてなしをできるように、地区コミュニティ委員会や観光協会をはじめ、多様な文化団体への理解と協力を呼びかける。
- ・戦争遺跡や里見氏城跡など市内の文化遺産と組み合わせ、年間100団体ある平和学習などのスタディツアーに、周遊ルートとしての見学コースを提案する。
- ・文化財を単体としてだけではなく、美術史や漁村史、神話・伝説など多様な文化遺産を結びつけて地域ストーリー作りを図り、「日本遺産」を視野に入れた観光プロモーションの展開を行政や観光協会等に働きかけ推進していく。